

隠岐航路のあり方検討業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、隠岐航路の持続可能な運航に向け、船隻体制や運航便数及び寄港地などの運航形態のほか、旅客や貨物の集約、採算性などの調査、検討を行うことで、運航事業者や地元自治体など関係者の連携した取組を促進させることを目的とします。

2 事業者選定の概要

(1) 事務局

隠岐広域連合事務局 総務課 企画財政係（担当：木村）

〒685-0104

島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2016

電話 08512-6-9150 ファックス 08512-6-3330

ホームページ <https://okikouiki.jp>

電子メールアドレス y-kimura@okikouiki.jp

(2) 隠岐航路のあり方検討業務事業者選定委員会

本事業者の選定は、隠岐航路のあり方検討業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行います。

(3) 選定方式

審査では、提案書を基に、一次審査で書類審査を行い、二次審査でプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定します。

審査内容	選定数
①隠岐航路のあり方検討業務仕様書（以下「仕様書」という。）で定める以下の業務についての実施方針 ・ 隠岐航路の旅客や貨物の運航実績及び必要な情報の現状分析 ・ ヒアリング調査等により、人流、物流に係る課題やニーズ、動向などを抽出 ・ 隠岐航路の人流、物流の現状値及び予測値を踏まえ船隻体制や運航便数及び寄港地などの検討項目毎に、将来収支シミュレーションを策定し、採算性や利便性について整理 ・ 調査や検討、他航路の事例などを踏まえ、収益向上策等の取組を検討	総応募者 ↓ 最優秀者 次点者
②公共交通事業（特に離島航路）の調査検討に係る業務の実績	
③確実に業務を遂行できる実施体制	
④見積額	

(4) 主なスケジュール

募集の公告	令和2年12月11日(金)
様式の交付期間	令和2年12月11日(金)～21日(月)
質問書提出期限	令和2年12月21日(月)
質問への回答期限	令和2年12月25日(金)
参加表明書等の提出期限	令和3年1月6日(水)
提案書等の提出期限	令和3年1月15日(金)
一次審査(書類審査)	令和3年1月20日(水)(予定)
二次審査(プレゼンテーション等)	令和3年1月26日(火)(予定)
審査結果の通知	令和3年1月27日(水)(予定)

3 応募資格

応募資格を有する者は、参加表明書の提出日現在において、次に掲げる(1)から(6)までの要件全てに該当する者としてします。

ただし、共同企業体の場合は、全ての構成員が(1)から(5)までの要件全てに該当し、かつ、少なくとも1構成員が(6)の要件に該当すること。

- (1) 単体又は2者以上の共同企業体により参加する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無い者であること。

- ア 親会社と子会社の関係
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - ウ 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - エ 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係
- (6) 国及び地方公共団体又は民間事業者から元請けとして、公共交通事業（特に離島航路）の調査検討に係る業務を受注し、完了した実績があること。

4 審査に係る手続等

(1) 実施要領及び参加表明書等の様式の交付

ア 交付期間

令和2年12月11日（金）9時から令和2年12月21日（月）17時まで

イ 交付方法

隠岐広域連合ホームページからダウンロードしてください。

(2) 質疑応答

質問書（様式1号）は、電子メール（文字のみ、テキストファイル形式）でのみ受け付けます。

質問に対する回答は、隠岐広域連合ホームページに掲載します。

ア 質問書の提出期限

令和2年12月21日（月）17時（事務局必着）までとします。

イ 質問回答期限

令和2年12月25日（金）

ウ その他

質問の回答事項については、本実施要領の追加又は修正とみなします。

(3) 参加表明書等

ア 参加表明書等の提出期限

令和3年1月6日（水）17時（事務局必着）までとします。

イ 参加表明書等の提出書類

- ・参加表明書（様式2号）及び共同企業体協定書の写し（共同企業体の場合）
- ・事業所概要（様式3号）
- ・応募者の業務実績調書（様式4号）及び実績に係る契約書の写し等

ウ 参加表明書等の提出方法

- ・持参又は宅配便等受取が確認できる方法で提出してください。

ただし、封筒等の表面には、必ず「参加表明書等在中」と朱書してください。

(4) 資格審査

参加表明書等の提出が行われた場合、応募資格に関する資格審査を行います。

資格審査の結果は、令和3年1月7日（木）に事務局から電子メールで通知します。

(5) 提案書等

資格審査の結果、応募資格を有することを通知された者は、提案書等を提出してください。

ア 提案書等の提出期限

令和3年1月15日（金）17時（事務局必着）までとします。

イ 提案書等の提出書類

- ・実施要領及び仕様書を参照のうえ作成し、各15部提出してください。
- ・提案書（様式5号）
- ・実施体制（様式6-1号）及び担当者実績調書（様式6-2）
- ・業務実施スケジュール（様式7号）
- ・見積書

ウ 提案書等の提出方法

- ・持参又は宅配便等受取が確認できる方法で提出してください。
- ただし、封筒等の表面には、必ず「提案書等在中」と朱書してください。

(6) 一次審査（書類審査）

ア 提案書等の提出者が5者以上の場合（1つの共同事業体は1者とみなします。）、一次審査を行います。

イ 一次審査は、令和3年1月20日（水）（予定）に、二次審査と同じ選定基準により、書類審査で行います。

ウ 一次審査の結果は、事務局から電子メールで通知します。通知日は、令和3年1月21日（木）を予定しています。

エ 審査は非公開とします。

オ 提案書等の提出者が4者以下の場合、一次審査は行わず、提案書等の提出者全員について二次審査を行います。

(7) 二次審査（プレゼンテーションとヒアリング）

ア 一次審査の合格者による「提案書等」の説明（20分以内のプレゼンテーション）と選定委員による20分程度のヒアリングを行います。

イ プレゼンテーションの参加者は3名まで（パソコン操作員含む）とします。原則として実施体制（様式6-1号）に記載する担当者がプレゼンテーションを行ってください。

ウ プレゼンテーションは、参加者が提出した提案書（拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可）のみ使用することとし、新たな内容の資料提示は認めません。

エ プロジェクター及びスクリーンは用意しますが、その他の機器は各自で用意してください。

オ 開催は、令和3年1月26日（火）を予定していますが、実施時間、場所及びその他詳細については、別途通知します。

カ プレゼンテーション、ヒアリングは公開、審査は非公開とします。

(8) 選定結果の発表

二次審査による選定結果については、隠岐広域連合ホームページで最優秀者及び次点者を公表するとともに、応募者全員に書面で通知します。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

5 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

隠岐航路のあり方検討業務

(2) 業務の内容

ア 仕様書の内容を参照してください。

イ 契約に際しては、業務の詳細について双方で確認を行います。

(3) 業務委託料の限度額

業務委託料は、18,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）とします。

(4) 業務委託の契約等

ア 二次審査で選定された最優秀者を業務委託の契約候補者とし、契約締結交渉を行います。

イ 提案書等の提出者が1者となった場合は、二次審査の結果、一定以上の評価であれば、契約候補者とします。

ウ 最優秀者が事業者選定以後に失格事項に該当すると認められた場合、広域連合と最優秀者による本業務委託契約締結交渉が不調となった場合、又は、都合により辞退した場合は、次順位者である次点者と契約交渉を行います。

エ 本事業者選定以後、契約候補者が、「実施体制（様式6-1号）」に記載する「再委託先又は協力先」と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ広域連合から再委託承認を得る必要があります。この場合、広域連合は、契約候補者を通して、「再委託先又は協力先」と守秘義務に関する覚書を締結するものとします。

(5) 支払い方法

支払いは業務完了後、一括払いとします。

6 その他

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ア 参加表明書等及び提案書等に虚偽の記入をした者
- イ 見積額が、業務委託料の限度額を上回る者
- ウ 参加表明書等の提出期限の日において応募資格がなく提案書等を提出した者又は参加表明書等の提出期限の日から委託契約の前日までの間に、応募資格を有しなくなった者
- エ 参加表明書等及び提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者
- オ 提案書等を複数案提出した者
- カ 選定委員又は関係者と本業務に関する接触を行った者
- キ 提案書等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者
- ク その他、選定委員会が不適格と認めた者

(2) 提案書等の取扱い

- ア 提出後の提案書等の追加、修正、差し替え等は認めません。
- イ 提案書等は返却いたしません。また、必要に応じて補足資料等を求める場合があります。
- ウ 提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の選定以外の目的に使用しません。
- エ 提案書等の選定を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがあります。

(3) 資料の貸与

提案書等の作成にあたり、必要に応じて、広域連合から資料等を貸与します。

(4) 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。文字サイズは10ポイント以上とします。

(5) 費用負担

提案書等の作成及び提出にかかる費用等のプロポーザル参加に係る費用は、応募者の負担とします。